

第6回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第57号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 議案第58号 町の区域の設定及び変更について
- 第 3 議案第59号 串木野都市計画事業麓土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第60号 観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第61号 市営駐車場等の指定管理者の指定について
- 第 6 議案第62号 総合体育館の指定管理者の指定について
- 第 7 水道予算議案第2号 令和4年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 8 下水道予算議案第2号 令和4年度いちき串木野市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 予算議案第6号 令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）
- 第10 議案第63号 いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第64号 いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第65号 いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 予算議案第7号 令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）
- 第14 閉会中の継続審査について
- 第15 閉会中の継続調査について
- 第16 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

本会議第4号（12月22日）（木曜）

出席議員 15名

1番	西田憲智君	10番	東育代君
2番	田畑和彦君	11番	中里純人君
3番	高木章次君	12番	竹之内勉君
4番	江口祥子君	13番	下迫田良信君
5番	吉留良三君	14番	原口政敏君
6番	松崎幹夫君	15番	福田清宏君
7番	田中和矢君	16番	濱田尚君
9番	大六野一美君		

欠席議員 1名

8番 中村敏彦君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	岩下麻衣君
補	佐	石元謙吾君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財	政	課	長	宮口吉次君			
副	市	長	出水喜三彦君	市	来	支	所	長	橋口昭彦君	
教	育	長	相良一洋君	教	育	総	務	課	長	瀬川大君
総	務	課	長	山崎達治君	消	防	長	谷口浩貴君		
企	画	政	策	課	長	北山修君				

令和4年12月22日午前10時00分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これより本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（濱田 尚君） まず、報告します。

去る12月16日までに受理した陳情及び要望書等は、お手元に配付した陳情配付文書表及び要望書等配付文書表のとおりです。

次に、監査委員から提出のあった監査報告第7号並びに10月分の例月出納検査の結果について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第9

議案第57号～予算議案第6号一
括上程

○議長（濱田 尚君） それでは日程第1、議案第57号から日程第9、予算議案第6号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長福田清宏君登壇]

○総務厚生委員長（福田清宏君） おはようございます。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案1件、予算議案1件及び継続審査の陳情1件の計3件であります。

去る12月12日に委員会を開催し、継続審査の陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第57号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等を行うため、関係条例を整備しようとするものであります。

説明によりますと、令和3年6月に国家公務員法の改正が行われ、定年の段階的な引上げに合わせて、

組織全体の活力維持や高齢期における多様な職業生活設計などの支援を図るため、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制度などが設けられた。この法律改正を踏まえ、地方公務員法の改正がなされたとのことであります。

本市の条例の主な改正内容は、第1条いちき串木野市職員の定年等に関する条例の一部改正において、一つ目は、定年引上げであります。

令和4年度までの退職者の定年は60歳であり、令和5年度からの職員の定年年齢は現行の60歳から2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年度以降は65歳とする。

二つ目が、役職定年制の導入であります。

組織の新陳代謝を図り、組織の活力を維持するため、60歳に達した管理監督職（課長級）の職員は課長補佐級に降任する。但し、職員の年齢別構成など欠員を容易に補充できない場合は引き続き管理監督職として最長3年間勤務できる。また、課長補佐級以下の職員は降任しない。

三つ目が、定年前再任用短時間勤務制度の導入であります。

引き上げられた定年より前に退職した職員については、本人の希望により短時間勤務の職に採用（再任用）することができる。

四つ目が、暫定再任用制度の導入であります。

現行の再任用制度は廃止するが、令和13年度までの段階的な引上げ期間中は年金受給開始年齢の65歳まで、現在の再任用制度を暫定的に運用、措置する。

次に、第2条いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

定年延長職員の60歳に到達した翌年度以降の給料は、当分の間、60歳時点の7割水準とする。なお、役職定年により降任した管理監督職員の60歳時の給料の7割と降任後の課長補佐級の給料の7割との差額は調整額として支給する特例措置を設ける。また、定年前再任用短時間勤務職員の給料は、現行の再任用制度の短時間勤務職員と同様となるとのことであります。

審査の中で、今回の定年延長に伴い、定員管理計画を変更しないといけないのではないかと質したと

ころ、令和2年度に定員管理計画を策定し、その中で令和2年度の職員数は332人であり、令和7年度に322人とする計画である。計画の策定段階で、国から定年延長制度が始まる旨の通知があり、定年延長を踏まえた計画としてあるとの答弁であります。

また、審査の中で定年を延長することによって新規採用職員数が抑制されるのではないかと質したところ、その時々職員の退職状況等を加味しながら、新たな行政需要を見据えた上で年齢構成にも配慮し、必要な人材の採用は続けていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第6号令和4年度いちき申木野市一般会計補正予算（第7号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,969万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億1,679万8,000円とするほか、第2条で繰越明許費の設定、第3条で債務負担行為の補正及び第4条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず歳入の主なるものについて申し上げます。

10款1項1目地方交付税の普通交付税1,794万2,000円は、今回の補正の所要財源の追加であります。

18款繰入金、ふるさと寄附金基金繰入金5,200万円の追加は、企業の誘致促進及び育成補助金への8,000万円の追加充当と薩摩藩英国留学生記念館駐車場整備事業における電源立地地域対策補助金の財源組替えによる2,800万円の減額、これらの調整によるものであります。

19款繰越金は、前年度繰越金5,507万8,000円の追加で、今回の補正により令和3年度の実質収支額7億8,642万9,000円の全額を計上するとのことあります。

21款市債、5,136万3,000円の減額は、道路改良特別事業の財源調整に伴い、過疎対策事業債を2,190万円減額するほか、国の算定に基づき臨時財政対策

債を2,946万3,000円減額するものであります。

なお、今回の補正により令和4年度末の市債残高は179億8,255万3,000円の見込みとなり、そのうち106億3,210万円、59.1%が交付税措置される見込みであります。

次に、歳出について申し上げます。

まず、各款にわたり職員給与費等の調整や原油価格高騰等の影響による燃料費及び光熱水費の追加を行っております。

2款総務費1項1目一般管理費の会計年度任用職員報酬等1,400万6,000円の追加は、育児休業や退職などに係る職員代替の会計年度任用職員の配置に伴う報酬等であります。

同じく9目の企業立地対策費の企業の誘致促進及び育成補助金は、令和3年3月30日に立地協定を締結した株式会社ヒガシマルに設備投資促進補助として5,000万円、給水装置設置補助として77万円を交付するほか、同じく令和3年3月31日に立地協定を締結した株式会社エルスに設備投資促進補助として3,000万円、給水装置設置補助として165万円を交付しようとするものであります。

なお、株式会社ヒガシマルの新工場は本年11月15日に操業を開始しており、新規雇用の11名のうち地元雇用は3人。また、株式会社エルスは来年1月に操業開始の予定で、地元新規雇用は3人を見込んでいるとの説明であります。

同じく10目共生協働推進費の公民館安全灯施設補助金56万4,000円の追加は、自治公民館等が設置する安全灯（LED灯）の費用に対する3分の2の補助であります。

同じく10目の自治公民館建設整備事業補助金62万9,000円の追加は、天神町公民館が行う外壁・屋根等の補修と島平上公民館が行う空調の改修に関わる事業費に対し、それぞれ3分の1を補助するものであります。

3款民生費1項2目障害者等福祉費の障害者総合支援法介護給付等事業6,356万6,000円は、決算見込みにより介護給付費及び訓練等給付費をそれぞれ追加するものであります。

同じく、2項2目児童運営費の児童発達支援事業

費883万9,000円は、決算見込みにより扶助費を追加するものであります。

次に、第2条繰越明許費は、多目的グラウンド排水対策事業及び図書館空調設備改修事業を設定するものであります。

次に、第3条債務負担行為の補正は、今回の議案として提案されている観音ヶ池市民の森など3件の指定管理について、令和5年度から令和7年度までの3年間の期間とその限度額を設定するものであります。

次に、第4条地方債の補正は、過疎対策事業債と臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

本案中、委員会付託分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入りますが、予算議案第6号については2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

議案第57号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長吉留良三君登壇〕

○産業教育委員長（吉留良三君） おはようござい

ます。報告いたします。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案5件、予算議案3件の計8件であります。

去る12月13日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。なお、審査に先立ち付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第58号町の区域の設定及び変更についてであります。

本案は、串木野都市計画事業麓土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域の設定及び変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、今回の町の区域の設定により、上名の字名、新開、針原沖など21の字が麓へ、上名の字名、五反田などの4字が浅山へ変更になる。また、町の区域の変更により上名の字名、宇都良、釜牟田の2字が日出町へ変更になるとのことです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号串木野都市計画事業麓土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、土地区画整合法施行令の一部改正に伴い、精算金の分割徴収等に係る利子の利率を改正するもので、利率等が年6%から法定利率に改正されたことに伴う条例改正であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号から議案第62号までの3議案については、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求められたもので、指定の期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであります。

まず、議案第60号観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定についてであります。

本案は、指定管理者の更新に当たり、引き続き株式会社石原建設を指定しようとするものであります。基準額増加の主な要因は、桜の開花期のトイレ清掃

と警備員配置の業務の追加によるものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号市営駐車場等の指定管理者の指定についてであります。

本案は、指定管理者の更新に当たり、引き続き有限会社東洋ベンディングを指定しようとするもので、指定管理を行わせる施設は串木野駅前駐車場、市来駅前駐車場、串木野駅前広場、神村学園前駅前広場、市来駅前広場であります。基準額増加の主な要因はコロナ禍の影響による駅利用者減に伴う駐車場収入の減を見込んだものであります。

審査の中で、串木野と市来で駅前駐車場の月極の料金が違うが、利用者数が減ってきているのであれば料金の統一や、また時間貸しについても収入を増やす方向に持っていくべきではないかと質したところ、料金を上げると利用者が減る可能性もあるので、その辺りも考えて今後検討していくとの答弁であります。

そのほか委員の中から、電車の利用促進の呼びかけなど利用者を増やすための取組を考えていただきたいとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号総合体育館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、指定管理者の更新に当たり、引き続き株式会社日本水泳振興会を指定しようとするものであります。基準額増加の主な要因は、最低賃金上昇に伴う人件費及び物価高騰による光熱水費の増であります。

審査の中で、LEDへの改修により通常電気代が下がると思われるが、水銀灯の電気代で積算されているのかと質したところ、今回はLEDで積算しており、LED自体の電力消費量は減っているが、施設全体の電気代は原油高騰に伴う増額分を加味してあるため、全体としては増加しているとの答弁であります。

そのほか委員の中から、アリーナの床等のワックスがけについては、専門的な知識も拝借しながら良好な状態を保つよう維持管理に進めていただきたいとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第6号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）中、委員会付託分についてであります。

歳出の主なるものについて申し上げます。

7款商工費1項2目商工振興費は、串木野・甕島航路活性化推進事業補助金103万2,000円の計上と、空き店舗等活用促進事業補助金182万9,000円の追加などであります。

説明によりますと、串木野・甕島航路活性化推進事業補助金は、フェリーニューこしきのドック期間中の貨物船備船に対する補助金で、ドック期間については令和5年1月13日から1月26日までの14日間とのことであります。また、空き店舗等活用促進事業補助金は、改装経費補助2件を8件に、家賃等補助13件を20件と見込み、追加することとあります。

審査の中で、改装経費補助8件の業種について質したところ、飲食・食品の小売業等が5件、医療福祉が1件、見込みが2件とのこととあります。

同じく、3目観光費観音ヶ池市民の森展望デッキ設置に伴う環境整備費93万円の計上は、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業による展望デッキ設置に合わせ、斜面の雑木除去や草払い等、周辺環境を整備するための経費であります。

審査の中で、展望デッキ周辺の整備の範囲について質したところ、斜面全体の伐採となるとかなりの費用がかかるため、展望デッキから公園の中を見下ろせる範囲になるとの答弁であります。

同じく8目スポーツ振興費、多目的グラウンド排水対策事業1,277万7,000円の追加は、多目的グラウンドの排水能力向上のため、新たな排水路を整備するための工事費であります。

8款土木費は、道路新設改良費で土木事業補助金150万円の追加であります。

説明によりますと、海瀬ほか3地区の生活道路及び排水路の整備に対し、事業費の7割を補助することとあります。

10款教育費は、2項小学校費で小学校牛乳保冷庫更新事業387万3,000円の計上と、同じく3項中学校

費で、中学校牛乳保冷庫更新事業258万8,000円の計上であります。

説明によりますと、串木野小学校、生福小学校、市来小学校の3校と串木野中学校、市来中学校の2校の合計5校の牛乳保冷庫を経年劣化による冷却不良や部品供給の終了及び規制対象フロンガス使用の解消等に対応するため、更新するとのことであります。

審査の中で、今回の5校以外の保冷庫の状態について質したところ、ほかにも老朽化している状況だが、小規模校では現在、家庭用冷蔵庫を利用している状況もあり、故障の際は給食センター等での預かりや買替えなど、早急の対応が可能であるとの答弁であります。

同じく5項5目図書館費、図書館空調整備改修事業850万円は、経年劣化により故障した市立図書館の空調整備の改修における工事費の計上であります。

本案は、付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第2号令和4年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

主な内容としましては、国際的なエネルギー価格の高騰や円安の影響により、エネルギーコストが上昇したことに伴う動力費700万円の追加であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、下水道予算議案第2号令和4年度いちき串木野市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

主な内容としましては、国際的なエネルギー価格の高騰や円安の影響により、エネルギーコストが上昇したことに伴う光熱水費500万円の追加であります。

審査の中で、光熱水費追加分の積算根拠について質したところ、前年同月と比較し、4月は26%増、1月は33%増を見込んでおり、当初予算額に対し約28%の増で積算してあるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第58号町の区域の設定及び変更について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第59号串木野都市計画事業麓土地地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第61号市営駐車場等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第62号総合体育館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、水道予算議案第2号令和4年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、下水道予算議案第2号令和4年度いちき串木野市下水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから保留いたしておりました予算議案第6号について、討論・採決に入ります。

予算議案第6号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、2常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10～日程第13

議案第63号～予算議案第7号一括上程

○議長（濱田 尚君） 次に日程第10、議案第63号から日程第13、予算議案第7号を一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第64号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてであります。

特別職報酬等については、去る12月12日に特別職報酬等審議会の答申を得ましたので、その答申を尊重し、12月の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ1.6月分とし、本年12月1日に遡って適用しようとするものであります。これにより年間の期末手当の支給割合は3.15月分となり、令和5年度以降、支給割合を6月と12月で平準化するものであります。

議案第65号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本市一般職の職員の給料表等を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、第一に職員の給料表を平均0.3%引き上げるもので、本年4月1日から適用しようとするものであります。

第二に勤勉手当の改正であります。12月の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げ1.05月分とし、本年12月1日に遡って適用しようとするものであります。これにより年間の勤勉手当の支給割合は2.0月分となり、令和5年度以降、支給割合を6月と12月で平準化するものであります。

次に、予算議案第7号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,173万円を追加し、歳入歳出予算の総額を183億4,852万8,000円とするものであります。

補正の内容は、議案第63号から第65号による議会議員、特別職及び職員の給与改定等に伴い、人件費について議会議員で26万8,000円の増額、特別職分で14万3,000円の増額、一般職分で1,583万4,000円の増額となり、各款にわたり補正しております。

また、国の令和4年度第2次補正予算において、妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施を目的に出産・子育て応援交付金が創設されたところであります。

これを活用し、今年4月以降に出産された全ての方を対象に合計10万円の給付金を支給するため、4款衛生費で出産・子育て応援給付金事業費1,548万

5,000円を計上しております。

歳入は、10款地方交付税で補正財源所要額の追加のほか、14款国庫支出金及び15款県支出金は出産・子育て応援交付金の計上であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀧田 尚君） これより質疑に入ります。

まず、議案第63号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

○14番（原口政敏君） 先ほど全協におきまして市長にウクライナ等へ寄附をする考えはありませんかと言いましたところ、公選法に触れるとおっしゃったんですね。公選法に触れますか。

○市長（中屋謙治君） お答えいたします。

確認をいたしましたところ、寄附に該当するのは当該選挙区ということになっております。したがって、選挙区外であれば公選法には抵触をしないということであります。大変失礼いたしました。

私は共同募金も寄附の対象、寄附に該当すると理解をしております。選挙区の内外ということら辺の認識が不十分であったと思っております。失礼しました。

○14番（原口政敏君） 公選法に触れないんですよ。私も何十年間市議会議員をしてきておりますけれど、いろいろな災害があった場所に寄附をしております。したがって、公選法には触れません。

それから市長が特別職報酬等審議会で決まったことだと言われたんですね。特別職報酬等審議会には市長が諮問されるんですよ。あなたが諮問されなければ議案63号は上がってこないんですよ。そうじゃないですか。私が言うのは間違っていますか。

○市長（中屋謙治君） 特別職報酬等審議会であります。議会議員の報酬、それから特別職の給料について適正かどうかということについては、毎年度そのことを確認するために特別職報酬等審議会を開催いたしております。特別職報酬等審議会のほうからもそのような趣旨の報告が上がってきているところでございます。

○14番（原口政敏君） 私が言うのはそうじゃなく

て、市長が諮問しなければ審議会は開かれないんですよ。私はそれを聞いているんですよ。私が言うのは間違っていますか。

あのね、市長、私が言うのは間違っていないと思う。今、非常に厳しい時代で、市民も大変苦しんでいる。今後、こういうことがあったら諮問をしないでくださいよ。市民も苦しい生活を強いられているんだから。

もちろん私はこれには反対しますが、今後そういうこともよく考えて、私が言うことをお考えになって諮問をしないでください。

以上終わります。

○市長（中屋謙治君） 特別職報酬等審議会であります。審議会の開催については社会経済情勢の変化を的確に把握、他団体との均衡を考慮する必要があることから、次年度以降も開催されることを提言するというごさいますので、審議会を開催しているということで御理解いただきたいと思ひます。

○13番（下迫田良信君） 一、二点伺ひますが、この12月12日に特別職報酬等審議会からの答申を得たというふうになってはいますが、この答申を得るまで何回審議会がされたのかということと、いま一つは、先ほど同僚議員も質疑したように大変厳しい社会情勢、経済情勢の中で審査をされたわけですが、その審査の内容を尊重してということでありすが、どのような内容であったのか、一つお伺ひいたします。

○総務課長（山崎達治君） まず、1点目の特別職報酬等審議会の開催日数についてでございます。

こちらにつきましては、11月14日に諮問いたしまして、2回目が11月25日、3回目が12月12日、併せてその日に答申をいただいております、3回実施しております。

2点目の審議会の答申の内容につきまして、1回目の審議会では特別職、議員の給与等の状況とか県内各市の状況並びに本市の財政状況等を検討いたしまして、2回目も詳しい財政状況等の検討を行っております。3回目の答申におきましては、物価高騰等の状況がありますので、引上げ等の御意見等もありました。そのような中で特別職、議員の報酬等に

つきましては県内他市と同様ということで、据置き
の答申があったところで。

今回提案いたしました期末手当の支給割合につきましては、県内他市と比較しまして本市の期末手当の率というのが3.10月で低い水準であります。国とか県につきましては3.25月で、0.15月本市が低い水準にあります。そういう状況と併せて県内各市の状況、こちらについては引上げという部分になっております。

そのようなことから、0.05月分引き上げることが適当であるという答申をいただいたところで。

以上です。

○議長（濱田 尚君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 次に、議案第64号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第7号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第63号から予算議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号から予算議案第7号については、委員会への付託を省略することに決定しま

した。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第63号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 尚君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第7号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 閉会中の継続審査について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第14、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第15 閉会中の継続調査について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第15、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第16 議員派遣について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第16、議員派遣

についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（濱田 尚君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 12月議会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

去る11月30日に開会されました市議会定例会が本日をもって最終日を迎えることとなりました。今議会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。本会議並びに委員会において賜りました御意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮して対処してまいる所存でございます。

今年もまた、新型コロナウイルスに翻弄された1年でありました。さらに、食料やエネルギー問題を含み安全保障環境、平和の尊さを痛感させられた年でもありました。

本市においては、市内事業所の事業継続を図るとともに、電気、ガス、エネルギーをはじめ食料品、様々な資材等の価格高騰に対処するため、商品券事業の継続的な実施をはじめ、国の緊急支援事業を基に支給対象者の枠を拡大して支援金を交付するほか、子育て世帯に対する支援策などにも取り組んでいるところでございます。

また、一般質問においては、急速に進む少子化、人口減少への対応策をはじめ、環境問題、マイナンバーカードに対する考え方や洋上風力発電計画に関する取組など、種々議論がございました。

日々の変化はわずかでも、我々の社会は今、大きな転換点を迎えているのではないかと感じております。急速な社会変化に危機感を持って、とりわけ少

子化、人口減少対策として若者の未婚・晩婚対策、給付型の奨学金制度の創設や子育て支援策の充実など、来年度の予算化に向けて現在、検討を進めているところであります。

議員はじめ市民の皆様の声をお聞きしながら、あらゆる方策の中から一步踏み出す勇気を持ってスピード感とともにその取組を急がなければならないと考えております。

これから寒さも厳しくなり、慌ただしい年末年始を迎えることとなります。新型コロナウイルスの感染状況も気になるところであります。くれぐれも健康管理に十分留意して越年をされ、新しい年が議員各位並びに市民の皆様にとってすばらしい年となりますよう御祈念申し上げ、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（濱田 尚君） これで、令和4年第6回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時51分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第1号 分煙環境整備に関する陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

令和4年12月22日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 生活環境について
 6. 住民福祉について
 7. 健康増進について

令和4年12月22日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について

令和4年12月22日

産業教育委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 鹿児島県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市川商ホール
- (3) 派遣期間 令和5年1月17日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 令和5年1月19日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員